

| | | | | |
|------------------------|---------------------|--|----------------------|-------------|
| 番号 | 措置名 | | 交付金事業の名称 | |
| 1 | 企業導入・産業活性化措置 | | 若狭湾エネルギー研究センター維持運営事業 | |
| 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | | | 福井県 | |
| 交付金事業実施場所 | | 敦賀市長谷 | | |
| 交付金事業の概要 | | 福井県若狭湾エネルギー研究センターの維持運営事業(人件費、光熱水費、施設・設備保守点検委託等) (指定管理者である公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターへの指定管理料) | | |
| 総事業費(円) | | 469,007,000 | 交付金充当額(円) | |
| | | | うち文部科学省分 | |
| | | | うち経済産業省分 | |
| | | | 298,059,000 | |
| | | | 239,923,365 | |
| | | | 58,135,635 | |
| 交付金事業の成果目標 | | <p>原子力発電所が立地していることによる地域振興については、電源三法交付金制度をはじめとする財政制度の創設等により社会資本の整備や産業振興等が図られてきましたが、産業振興の面においては、特に原子力発電所が集中立地している嶺南地域において、産業の近代化・高度化が進んでおらず、産業基盤は依然として脆弱な状況にあります。</p> <p>この状況を改善するため、若狭湾エネルギー研究センターでは、原子力やエネルギーに関連する科学技術と地域産業への応用に係る研究開発、高度な知識や技術を普及するための研修、高度な技術の移転などを実施しており、こうした取組みを通じて原子力関連企業の育成、地域産業の近代化・高度化、先端的な企業の導入などを進め、地域振興につなげていくことが目標となります。</p> | | |
| 交付金事業の成果指標 | | 上記の取組みの一環として、若狭湾エネルギー研究センターでは県内企業等との共同研究を実施しています(平成27年度21件)。平成29年度も同水準を維持することとし、共同研究を27件以上実施することとします。 | | |
| 交付金事業の成果及び評価 | | <p>同研究センターは、多様な炉型の原子力発電所が集積している福井県の特徴を活かし、原子力やエネルギーに関連する科学技術と地域産業への応用に係る研究開発、高度の知識や技術を普及するための研修、高度な技術を移転するための交流等の拠点施設として位置づけられています。</p> <p>同施設の設置目的に沿って、指定管理者による研究施設の保守点検や施設管理が適切に実施されたことで、同センターが行う原子力やエネルギーに関連する研究、研修、交流事業の実施が円滑に進み、県内企業等との共同研究を27件実施できました。</p> | | |
| 交付金事業の契約の概要 | | | | |
| | 契約の目的 | 契約の方法等 | 契約の相手方 | 契約金額(円) |
| | 施設の維持・運営 (指定管理料) | 随意契約(特命) | 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター | 469,007,000 |
| 成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無 | | | | |
| 無 | | | | |
| 交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度 | | | 平成33年度 | |